

第 1 号 議 案

令 和 5 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)

令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度亀岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1, 564, 800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43, 277, 500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年11月27日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 152,253	千円 1,644	千円 153,897
	1 分担金	2,648	1,644	4,292
15 国庫支出金		6,362,569	265,455	6,628,024
	1 国庫負担金	3,638,272	200,800	3,839,072
	2 国庫補助金	2,700,072	64,655	2,764,727
16 府支出金		3,177,266	124,794	3,302,060
	1 府負担金	1,417,618	57,508	1,475,126
	2 府補助金	1,574,312	67,286	1,641,598
18 寄附金		3,030,280	500,000	3,530,280
	1 寄附金	3,030,280	500,000	3,530,280
19 繰入金		3,891,735	218,254	4,109,989
	2 基金繰入金	3,871,852	218,004	4,089,856
	3 財産区繰入金	10,292	250	10,542
20 繰越金		704,318	420,506	1,124,824
	1 繰越金	704,318	420,506	1,124,824
21 諸収入		312,724	547	313,271
	6 雑入	290,286	547	290,833
22 市債		2,539,500	33,600	2,573,100
	1 市債	2,539,500	33,600	2,573,100
歳入合計		41,712,700	1,564,800	43,277,500

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 291,636	千円 △962	千円 290,674
	1 議会費	291,636	△962	290,674
2 総務費		8,815,324	821,945	9,637,269
	1 総務管理費	7,752,337	788,591	8,540,928
	2 徴税费	379,075	9,387	388,462
	3 戸籍住民基本台帳費	156,206	20,047	176,253
	5 統計調査費	5,965	17	5,982
	6 監査委員費	30,808	6,828	37,636
	7 環境交通対策費	428,359	△2,925	425,434
3 民生費		15,312,465	564,042	15,876,507
	1 社会福祉費	8,030,276	327,278	8,357,554
	2 児童福祉費	6,001,083	127,698	6,128,781
	3 生活保護費	1,268,106	109,066	1,377,172
4 衛生費		3,668,136	△954	3,667,182
	1 保健衛生費	2,054,410	△15,433	2,038,977
	2 清掃費	1,613,726	14,479	1,628,205
6 農林水産業費		1,171,881	40,774	1,212,655
	1 農業費	938,057	20,321	958,378
	2 農地費	118,986	9,699	128,685
	3 林業費	113,548	10,754	124,302
7 商工費		736,329	4,851	741,180
	1 商工費	736,329	4,851	741,180
8 土木費		3,177,767	38,442	3,216,209
	1 土木管理費	23,654	△772	22,882

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 道路橋梁費	1,180,704	6,653	1,187,357
	3 河川費	297,828	932	298,760
	4 都市計画費	1,501,541	31,717	1,533,258
	5 住宅費	174,040	△88	173,952
10 教育費		3,250,892	61,498	3,312,390
	1 教育総務費	368,570	28,938	397,508
	2 小学校費	931,676	6,836	938,512
	3 中学校費	308,837	322	309,159
	4 幼稚園費	90,254	△561	89,693
	5 社会教育費	1,405,310	25,769	1,431,079
	6 保健体育費	146,245	194	146,439
11 災害復旧費		5,393	35,164	40,557
	1 農林水産施設災害復旧費	5,393	7,664	13,057
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	27,500	27,500
歳 出 合 計		41,712,700	1,564,800	43,277,500

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3民生費	2児童福祉費	児童福祉施設整備事業	千円 5,234

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
木育ひろば運営事業経費	令和5年度から 令和9年度まで	20,000
塵芥処理事務経費	令和5年度から 令和6年度まで	4,154
塵芥処理施設管理業務経費	令和5年度から 令和8年度まで	22,487
	令和5年度から 令和6年度まで	38,429
塵芥収集運搬業務経費	令和5年度から 令和6年度まで	52,443
資源化推進事業等業務経費	令和5年度から 令和6年度まで	101,602
し尿収集運搬業務経費	令和5年度から 令和6年度まで	51,273
情報教育推進経費	令和5年度から 令和6年度まで	49,958
図書館用物品配送 業務委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	719
かめおか子ども図書館 基本構想作成経費	令和5年度から 令和6年度まで	6,562

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生庁舎災害復旧事業	千円 27,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	27,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 500,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 505,200 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
現年発生農林水産施設災害復旧事業	1,000 〃	〃	〃	〃	2,400 〃	〃	〃	〃
計	2,539,500				2,545,600			